

令和6年11月1日以後に締結した取引が対象



# 施行間近のフリーランス法、 一人税理士等の「士業」も対象

いわゆるフリーランス法が令和6年11月1日から施行される。税理士などの「士業」とっては関係のない話にも思われるが、同法のフリーランスには業種の限定はなく、個人であって従業員を使用していない税理士等であれば、同法の適用対象となるので留意したい。一人税理士に業務委託を行うクライアントについては、書面等による取引条件の明示や60日以内のできる限り短い期間での報酬の支払いなどが求められる。逆に、税理士事務所などが個人事業者や一人法人などに業務委託を行う場合にもフリーランス法の対象となる。フリーランス法に違反し、所管省庁の勧告に従わない場合には、50万円以下の罰金に処せられることもあるので気をつけたい。今回の特集では、施行が間近に迫ったフリーランス法の概要を紹介することとする。

## フリーランスに業種の限定なし

フリーランス法とは、正式には「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」と呼ばれる法律のこと。令和5年4月28日に国会で成立し、同年5月12日に公布。令和6年11月1日から施行されることになった。

以前にも増して働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方も普及しているが、最近では、デジタル社会の進展に伴い、ギグワーカーなど、新しいフリーランスの働き方も増えてきているようだ。フリーランスが増える中、問題となっているのが報酬の不払いや支払遅延などのトラブルである。一人の個人として受注業務を受けるフリーランスは、組織である発注事業者から業務委託を受ける場合において、取引上、弱い立場に置かれることが多いからだ。

このような状況を受け、フリーランス法は、発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引の適正化と就業環境の整備を図ることを

目的として創設されたものである。以下、同法の概要についてみてみることにしよう。

### 対象は事業者間取引

まず、フリーランス法は、従業員を使用せず、一人の「個人」としての業務委託を受ける「特定受託事業者」と、従業員を使用して「組織」として業務委託をする「特定業務委託事業者」との間の業務委託に係る取引に適用される。「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託する行為のこと。事業者間（BtoB）における委託取引が対象であるため、一般消費者からの委託は対象外であり、また、物品等の「売買」についても対象外となる。

なお、「従業員を使用」とは、週所定労働時間が20時間以上かつ継続して31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することをいう。このため、仮に従業員を雇っていても同